

人間文化研究機構外来研究員規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第67号
平成23年6月30日改正
令和2年3月30日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）において、本機構外の要請等により、各機関が受け入れる研究者等（以下「外来研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(外来研究員の区分)

第2条 受け入れることができる外来研究員の区分は次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人、大学共同利用機関法人（本機構を除く）、独立行政法人国立高等専門学校機構の長の申出に基づき派遣された研究員（「内地研究員」という。）
- (2) 私立学校の長の申出に基づき派遣された研究員（「私学研修員」という。）
- (3) 専修学校教育振興会の申出に基づき派遣された研究員（「専修学校研修員」という。）
- (4) 公立高等専門学校の学校長の申出に基づき派遣された研究員（「公立高等専門学校研修員」という。）
- (5) 公立大学の大学長の申出に基づき派遣された研究員（「公立大学研修員」という。）
- (6) 独立行政法人日本学術振興会において採用された研究員及び研究者
- (7) 独立行政法人国際交流基金から招へいされた研究者
- (8) その他各機関において定める研究員及び研究者

(受入許可)

第3条 外来研究員の受入れは、各機関の所定の会議等の議を経て、各機関の長が許可する。

- 2 各機関の長は、外来研究員を受け入れた場合、年度末日までに機構長に報告するものとする。

(受入期間)

第4条 外来研究員の受入れ期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別に必要と認める場合には、各機関の所定の会議等の議を経て、1年を超える受入れ期間を定めることができる。

(研究料)

第5条 外来研究員の研究料は、別に定める人間文化研究機構受託研究等経費算定規程による。

(施設の利用)

第6条 外来研究員は、各機関の施設、設備、文献、標本資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

(規程等の遵守)

第7条 外来研究員は、本機構及び各機関の定める規程その他の定めを遵守しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、外来研究員の受入れに関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。